

アニマルウェルフェアにおける 養鶏産業の実行対応

内外関係団体の動きと国内産業の取り組みについて

株式会社イシイ
代表取締役社長 竹内正博

1. はじめに

筆者が1998年1月に動物福祉と環境保全に関して鶏卵肉情報誌に原稿を書き始めて、今年で15年目になる。過去のテーマは内外の動きとイシイの取り組みについての情報提供であったが、今後は実行対応にあると思っている。国際獣疫事務局(OIE)、欧州連合(EU)、米国、国内、まとめの順に、アニマルウェルフェアにおける内外の養鶏産業関係団体の動きと国内養鶏産業の取り組みについて述べたい。

2. OIE

2.1. OIE総会

OIEはアニマルウェルフェア基準作成を進めている。2005年5月に開催されたOIE総会で、家畜の輸送と屠殺におけるアニマルウェルフェア・ガイドラインが採択された。さらに、2010年5月OIE総会で、主に家禽を中心の家畜の輸送と屠殺の追加改正が行われた。続いて、2010年9月にOIEはブロイラー生産とアニマルウェルフェア

ア・コード二次案を、2011年2月に三次案を公表した。2011年5月のOIE総会で三次案は採択されず作業部会に戻された。しかし、2012年5月の第80回OIE総会で、遂に「家畜生産システムにおけるアニマルウェルフェアに関する一般原則案」と新設の「アニマルウェルフェアと肉用牛生産システム」が特段の意見なく承認された。2012年5月24日にOIEプレスリリースで、OIE事務局長は以下のようにコメントしている。「2011年に、OIE加盟国はアニマルウェルフェアとブロイラー生産に関してコンセンサスに達しなかったが、今年の家畜のコンセンサスは将来への大きなステップとなる。これは肉用牛以外の畜産動物のアニマルウェルフェア基準の採択へと道を開く歴史的な出来事である」――

2.2. OIE連絡協議会

国内ではOIE対策として、農林水産省はOIE連絡協議会を開催している。2011年12月7日に開催された平成23年度第3回OIE連絡協議会の参加メンバーは、
CHAPTER 7.1. Article 7.1.4. a) 1)

追加された「家畜生産システムにおけるアニマルウェルフェアに関する一般原則案」と新設の「アニマルウェルフェアと肉用牛生産システム」について意見交換を行った。筆者は次のように口頭または文章で報告した。

〈畜産生産におけるアニマルウェルフェアの原則に、「遺伝的選択は、動物の健康とアニマルウェルフェアを促進すべきであり、遺伝的に環境に適した動物品種が導入されるべきである」という項目が入っています。プロイラーでは跛行がAW問題として指摘されているので、その原因として考えられる増体に関連して、体重が急激に増加しない方向で遺伝的選択（育種改良）が行われるかもしません。これは育種改良の大きな転機になると考えられます。〉

農林水産省の案は基本的にOIE基準案を認めており、農林水産省は世界標準にするには数値の規定は現実的ではないとコメントされていますが、わが国がアニマルウェルフェアの実効性を上げるために数値目標をどうやっていくのか今後の問題と思われれます。なぜなら、プロイラー基準の第三次ドラフトでは「アニマ

ルウェルフェア測定項目のための数値は商業的プロイラー生産のために国、統括区域または地域の適切な基準（NORM）を参考として決定されることを奨励する」としています。肉用牛基準は同様な数値基準に言及していません。

日本における実行可能性について、OIE基準の各項目については放牧と赤牛は問題ないと思います。霜降り肉生産ではビタミンA欠乏による視覚障害が時々起こると聞かれています。特にOIE基準ドラフトの栄養の分野で問題はないのでしょうか？ 考察として、項目は常識的なことであり、栄養管理を正常に行えば問題はないと思われれます。行政はこの基準に則って家畜保健衛生所を通じて、農家を指導していくことになるでしょう。

第7.5章の動物の屠殺で、家禽に電流を流した水槽でスタンニングする場合の最低電流を整備について、日本では電気スタンニングが多く使われているが、最低電流後について第三者的な研究と現場調査が必要と思う。考察として、食鳥検査制度の見直しが必要になるでしょう。

ルウェルフェア測定項目のための数値は商業的プロイラー生産のために国、統括区域または地域の適切な基準（NORM）を参考として決定されることを奨励する」としていま

3. EU

3.1. EU理事会指令

EUにおいて、養鶏の鶏舎と飼育管理におけるアニマルウェルフェア基準の実施が進んでいる。すなわち、2010年6月からEU27カ国はEU肉用鶏アニマルウェルフェア理事会指令を実施し、少し遅れて、2012年1月からEU27カ国はEU採卵鶏アニマルウェルフェア理事会指令を実施している。しかしながら――

養 鶏 サ イ ト (<http://www.thepoultrysite.com/poultrynews/26052/mep-told-of-unfair-competition-from-eu-states>)

の2012年6月19日のニュースに「EU従来型ケージ飼育禁止理事会指令違反」と、EU諸国についての興味深い次のような記事があった。「EU27カ国の中で12カ国、4900万羽（EUの4分の1）が従来型ケージで飼育されている。この従来型ケージ飼育を禁止するEU理事会指令は1999年に合意されて、12年の猶予期間があったわけである。もし12カ国が2012年7月ま

で採卵鶏のケージ飼育を止めなければ、EUは欧州司法裁判所での罰金等について法的な手段を検討するとしている。英国養鶏協会は2012年4月、英国が2012年2月13日までにこの指令を遵守したと発表している」

3.2. アニマルウェルフェア中期戦略（2012年～2015年）

EUは過去の理事会指令の実行状況を反省して、2012年2月15日にアニマルウェルフェア中期戦略（2012年～2015年）を発表した。その要点は、すべての人に責任があるという原則から、①基準を単純化し、実施を強化するために一般原則に付随するヨーロッパ全域の問題点に対応②動物保有者および農場を査察する獣医師の訓練の強化③EU基準遵守におけるEU加盟国への支援④動物福祉強化に向けての国際的協調の構築⑤消費者への情報提供と彼らの意思決定力の強化である。筆者は個人的に、今後のアニマルウェルフェア評価基準は、東ヨーロッパ含むヨーロッパが対応できるように、シンプルかつレベルを下げて、単純化する方向にあると

解釈している。EU Animal Welfare Strategy:2012-2015²⁾のWebサイトは以下の通りである。

http://ec.europa.eu/food/animal/welfare/docs/brochure_aw_strategy.pdf
http://ec.europa.eu/food/animal/welfare/actionplan/docs/aw_strategy_19012012_en.pdf

4. 米国

4. 1. 米国国家チキン評議会 (National Chicken Council = NCC)

米国では、HACCPが1997年に初めて水産食料品に義務化されて以来、食肉と食鳥業界への導入は2000年で完了した。同時にNCCは業界自主基準として1999年度からアニマルウェルフェア・ガイドラインの作成と改正を消費者の視点から取り組んできた。現在、米国にはこの分野における法律は存在しないが、チキン生産企業の95%が加盟するNCCが、業界の自主ルールとして2005年4月4日付ブローラー・アニマルウェルフェア・ガイドライン(2010年2月に改定)

を設けている。NCCガイドラインは鶏のアニマルウェルフェアに関する技術と管理要求事項を含み、養鶏場のモニタリング、外部監査を要求している。EU指令は種鶏と孵卵場を含まないが、NCCはブローラー種鶏、孵卵場、ブローラー農場と処理場のすべてを含むトータルインテグレーションとしてガイドラインを作成している。

4. 2. 米国鶏卵生産者 (United Egg Producers = UEP)

近年、米国ではアニマルウェルフェアの動きが加速している。採卵業界は方向性を手探り状態であったが、2010年2月にUEPは米国の採卵鶏群のための畜産ガイドライン2010年版を公表した。長年、採卵鶏の従来型ケージ飼育について、UEPと米国動物愛護協会(the Human Society of the United States = HSUS)は対立していたが、その後、遂に妥協策として2011年7月にUEPはHSUSと採卵鶏の飼育に関し、従来型ケージ飼養禁止を含めた連邦法制定を提案することで合意した。これがもし制定されたら、家畜の取り扱いに対処す

る初めての連邦法になる。このように、米国採卵産業は将来進む方向性をアニマルウェルフェアに決めた。2012年5月24日付のHSUSニュースは、実質的な採卵ケージ飼養禁止連邦法案が上院に上程されたと伝えた(詳細は4.3)。

欧米を比較すると、12年前の1999年にEUは採卵鶏のケージ禁止の法律を作り、長年の猶予期間があったにも関わらず、前述のごとく、EU諸国の4分の1(主に東欧、南欧)は法律を実施できなかった。このことから、アニマルウェルフェアの主導権は米国に移ると思う。

4. 3. 採卵鶏の飼育の改善および採卵農家に安定した未来を提供するために上程された上院の法案 (2012年5月24日、HSUS ニュース)

鶏卵企業と動物福祉団体は法律制定を大いに支持している。HSUSとUEPはs. 3239、鶏卵生産査察法(2012年修正項(the Egg Products Inspection Act Amendments of 2012))が米国上院において共同提案者のRichard Blumenthal(民主、コネチカット)、Scott Brown(共和、マサチューセツ)、Maria Cantwell(民

主、ワシントン)、Jeff Merkley(民主、オレゴン)、David Vitter(共和、ルイジアナ)およびRon Wyden(民主、オレゴン)の各上院議員とともにDianne Feinstein上院議員(民主、カルフォルニア)によって導入されたことを称賛する。この法案は1月にKurt Schrader(民主、オレゴン)、Elton Gallegly(共和、カルフォルニア)、Sam Farr(民主、カルフォルニア)およびJeff Denham(共和、カルフォルニア)の各下院議員によって上程された。h. R. 3798の上院同僚法案である。

動物福祉と農業に対する強いコミットメントに促されて、Feinstein上院議員は米国の鶏卵生産に供されている2億8000万羽の採卵鶏の飼育のさらなる改善を押し上げ、同時に採卵農家に安定した未来を提供するために法案を上程した。

法律は鶏卵生産者に対して採卵鶏の割り当てスペースを基本的に2倍にするこゝと、および他の重要な動物福祉の改善を、農家がより良い飼育に投資する時間を持つことができるように計画された多段階的導入期間中に行なうことを要求する。段階的導入の終了までには鶏卵生産者がすべて同じ要求項目に向うことを保証するということである。この法律では企業、動物福祉、科学者グループおよび消費者保護の支持者においているいろいろな連携が

いづくにも見られていない。それらには、
U E P、H S U S、米国獣医師会(American
Veterinary Medical Association) 、米国家
禽疾病学者協会(American Association
of Avian Pathologists) 、家禽獣医師会
(Association of Avian Veterinarians) 、

米国動物虐待保護協会(American
Society for the Prevention of Cruelty
to Animals) 、農場保護団体(Farm
Sanctuary) 、米国消費者連盟(Consumer
Federation of America) 、全米消費者連盟
(National Consumers League) 、および
州並びに地域の農業と鶏卵生産者グルー
プ、例えば、アーカンソー鶏卵評議会(the
Arkansas Egg Council) 、カルフォルニア
採卵農家協会(Association of California
Egg Farmers) 、コロラド鶏卵生産者協会
(Colorado Egg Producers Association) 、
フロリダ家禽協会(Florida Poultry
Association) 、ジョージア鶏卵協会
(Georgia Egg Association) 、ミシガンアグ
リビジネス協会(Michigan Agri-Business
Association) 、ミシガン家禽企業同盟
(Michigan Allied Poultry Industries) 、
ニュートンランド褐色卵評議会(New
England Brown Egg Council) 、ノースカ
ロライナ鶏卵協会(North Carolina Egg
Association) 、オハイオ鶏卵処理者協会
(Ohio Egg Processors Association) 。

よびロッキーマウンテン農業者連合
(Rocky Mountain Farmers Union) があ
る。

米国のおよそ90%の鶏卵を生産する農
業者の代表であるU E Pプレジデントの
Gene Gregoryは「この法律は米国の消費
者が適格な価格で広範囲に、中断がない
鶏卵の供給を受け続けることを保証する
だろう」、また「我々の産業は異なり、か
つ矛盾する州法あるいは住民投票の成立
の寄せ集めによって危険にさらされてい
る。それらは食料雑貨商、レストラン、
食品製造業者および消費者にとって致命
的である鶏卵の州間の取引の自由を阻害
する」と述べている。

H S U SのプレジデントでCEOの
Wayne Paelleは「この法律はH S U Sと
U E Pとの間の妥協案である。両組織は
動物福祉、産業および国家全体のために
良い解決法を見出すために能力一杯まで
働かせた」、また「議会は主要な利害関係
者によるこのような問題解決を承認する
以外に何もすることがない」と述べてい
る。

ジョージア州の次世代採卵農家で、U
E Pの議長であるDavid Lathenは「これ
は採卵農家が要求しかつ生き残りに必要
な法律である」、また「それは鶏卵生産査
察法の修正であることから、採卵農家に

のみ影響を与える。他の農家にはインパ
クトを与えない。我々は上院議員のリー
ダーシップに感謝する」と述べている。

鶏卵生産査察法2012年修正項は――
◎従来型ケージは十分な段階的導入期間
中に各々の採卵鶏に現在のスペースのお
よそ2倍のスペースを提供する新しい、
エンリッチコロニー飼育システムに置き
換えることを要
求する

◎段階的導入の後には、すべての採卵鶏
には止まり木、巣箱及び引っかけ場所
など環境エンリッチメントが提供され
ることを要求する

◎鶏卵生産のために用いられている方法
を消費者に通知するため、すべての鶏
卵のカートンを全国的に標識すること
を要求する。 「ケージ飼育由来の鶏卵」、
「エンリッチケージ飼育由来の鶏卵」、
「ケージフリー飼育由来の鶏卵」及び「フ
リーレンジ飼育由来の鶏卵」

◎産卵サイクルを伸ばすための餌あるい
は水を断った換羽を禁止する。実際の
にはU E P認証プログラムですでに禁
止されている

◎採卵鶏の安楽死には米国獣医師会に
よって認証された基準を要求する
◎鶏舎内の過度のアンモニアレベルの禁
止および、これらの要求項目に適合し

ない鶏卵・鶏卵製品の輸送および販売
を禁止する。もし法律が成立すると、
提言は今後15年から18年にわたり定期
的に生産者に多段階的に採卵鶏1羽当

りのスペースを増やすことを要求する
だろう。(カルフォルニアの段階的導入
は州の以前の住民投票に従って、より
速くなる)。現在、多くの採卵鶏は1羽
当り67平方インチで、4000万羽は
48平方インチである。提言された段階
的導入では最終的には、全国的に白色
種では最低124平方インチ、褐色種
では144平方インチとなる。

この法律が通過すると並行して、将
来すべての州で許容される採卵鶏の飼育
システムに対する透明性を提供する希望
をもって、農家はすでにエンリッチケ
ージ飼育システムへの投資を開始している。
(大滝与三郎獣医師訳)

5. 国内

5. 1. 海外(タイ・英国・ブラジ
ル)でのアニマルウェルフェアとプ
ロイラー生産実態調査計画

農林水産省は、アニマルウェル
フェアに対応した家畜福祉に関する
検討会で採卵鶏とプロイラー分科会
を各2年間開催し、2009年3月

に採卵鶏の飼養管理指針、2010年3月にブロイラー飼養管理指針が(社畜産技術協会から公表された。

民間ベースでは、2011年12月に

筆者は国産食鳥推進委員会(阿部荘

介会長)の役員会で次のように調査

企画案を提案した。その後の数回に

わたる検討を経て、2012年5月

30日の役員会で、海外(タイと英国)

でのアニマルウェルフェアとブロイ

ラー生産実態調査予算が正式に承認

された。調査時期はタイが2012

年7月に、英国が8月と決まった。

この調査報告書と報告会に期待して

欲しい。個人的な意見だが今後、日

本食鳥協会が行政に対して農場検査

制度の提言を行う際、この調査報告

書は貴重な資料となると思う。

アニマルウェルフェア調査企画案

2011年12月14日

株式会社イシイ 竹内正博

目的…(社)日本食鳥協会と会員事業者

にとって、アニマルウェルフェアへ

の準備の参考のための海外チキン事

業者の実態調査

実施時期…2012年春～夏

調査機関…東北大学大学院農学研究

科家畜福祉学寄附講座

調査内容…

(1)アニマルウェルフェアは国産チキ

ン生産事業者とチキン・調製品輸

入事業者にブラスカマイナスか?

(2)アニマルウェルフェアは国産チキ

ン生産事業者とチキン・調製品輸

入事業者にどのような影響を及ぼ

すか?そして、事業者はどのよ

うな準備をどのように行えば良い

か?

(3)欧米の国産チキン生産事業者とチ

キン・調製品輸入事業者はどのよ

うにアニマルウェルフェアに対応

しているのか?

また、東北大学大学院農学研究科

家畜福祉学寄附講座は、ブラジルで

のアニマルウェルフェアとブロイ

ラー生産実態調査をすることにし

た。ブラジルは鶏肉輸出大国である。

調査時期は2012年9月を予定し

ている。同様に、この調査報告書と

報告会を期待して欲しい。

5.2. 東北大学大学院農学研究科

家畜福祉学寄附講座(イシイ単独…

2008年10月～2011年3月、

8社共同…2011年4月)

講座支援(企業は単独から共同に

移行した。8社(①日本ケンタツ

キー・フライド・チキン株式会社、

②有限会社北海道種鶏農場、③赤鷄

農業協同組合、④プライفز株式

会社第一ブロイラーカンパニー、⑤

株式会社ジャパンファーム、⑥株式

会社アクシーズ、⑦株式会社ニイブ

ロ、⑧株式会社イシイ)からなる共

同寄附講座が2011年4月より始

まった。2012年6月6日に開催

された意見交換会で筆者は次のよう

に報告した。

OIEの今年度総会と今後

2012年6月6日

竹内正博

2012年5月のOIE総会報告

を行う。OIEプレスリリース(2

012年5月24日)で、「2012

年度総会で2011年にブロイラー

生産とアニマルウェルフェアについ

て、コンセンサスを得られなかった

が、アニマルウェルフェアと肉用牛

生産システムコードが特段の意見な

く承認されたと報じられた。これは

他の家畜アニマルウェルフェア基準

の採択に大きな道を開く」と事務局

長がコメントをしている。

家畜生産システムにおけるアニマ

ルウェルフェアに関する一般原則案

が今回の総会で承認された。一般原

則10箇条の第1条は育種について次

のように触れている。1. 遺伝的選

択は動物の健康と福祉を促進しなけ

ればならない。動物の品種は、彼等

が遺伝的に適合できる環境にのみ導

入されなければならない。鶏の育種の

あり方に制限を行ったのは画期的で

ある。今後のブロイラー育種の重点

は、鶏の増体重量から飼料要求率と

育成率改善の方向に移ると予測され

ている。

嬉しいニュースをお知らせした

い。農林水産省の川島動物衛生課

長(写真1)が日本人としては初め

てOIE理事に選出された。理事會

は、総会議長、副議長、前議長、お

よび6名の理事により構成され、O

IEの財務内容や組織戦略などを審

議する重要な会議である。また、陸

生動物衛生規約(コード委員会)の

委員に筒井俊之氏(独立行政法人農

業・食品産業技術総合研究機構動物

衛生研究所ウイリス・疫学研究領域

長補佐)が選出(日本人初)された。

OIEには四つの専門委員会(コー

ド、科学、ラポラトリーおよび水生



写真1 OIE理事に選ばれた農林水産省の川島動物衛生課長(左)
出所: 家畜衛生週報No.3207 (2012年6月18日)

員会は、動物衛生等に関する国際基準(コード)の作成・改正を行う最も重要な委員会である。また、藤田陽偉前OIEアジア太平洋地域代表(元農林水産省畜産局衛生課長)が、OIEの最高名誉賞である金賞を受賞した。金賞は、OIEの活動に関連した国際的な獣医サービスへの顕著な貢献に対する受賞である。こうした農林水産省関係者のOIEへの参画は、世界の期待に応えようとする、世界に出ようとする意気込みが感じられる。

2004年、2008年に続いて、

第3回OIEアニマルウェルフェア国際会議が2012年11月6日〜8日にアジアで初めてマレーシアで開催される。会議目的はアニマルウェルフェア基準の推進であり、議題の一つはアニマルウェルフェアに関する世界貿易の推進である。日本はアジアでの議長国であるので、アニマルウェルフェア推進についてリーダーシップが求められる。2012年5月30日に、国産食鳥推進委員会は2012年夏に実施するアニマルウェルフェアと海外(タイと英国)ブロイラー生産調査予算を承認していただきました。しかし、もう1カ国の調査を行いたいのですが、予算が不足しています。共同支援企業の皆さんに親川助教と小原研究員のブラジル調査出張経費負担をお願いできないでしょうか。私も微力ながら調査の世話をできればと思っています。ブロイラー業界の皆さんはもちろんのことですが、この調査報告書が第3回アニマルウェルフェア国際会議に参加される農林水産省と研修者関係者に役立つ資料になればと思います。

5.3. イシイの取り組み

50年以上のブロイラー産業の課題は世代交代と設備更新対応にもある。アニマルウェルフェアに取り組むために、共同寄附講座参画と同時に、(株)イシイ独自では若い社員4名からなるアニマルウェルフェア・チーム(AWチーム)(写真2)を2011年5月に編成した。このチームは原種、種鶏、コマリシヤルのアニマルウェルフェア実地調査を行い、OIE指標の採点を行い、指標の数値目標を作成し、指標をクリアする予定である。生産農家または事業者にとって、農場と鶏舎にあまりお金を使わずに、アニマルウェルフェア指標がクリアでき、飼育成績アップで利益が増加すればと思っている。これを実現するために、改善チーム(先輩社員)と改善チーム・ジュニア(新入社員)(写真3)を2012年4月に編成した。5名からなる改善チーム・レディス(2013年度入社予定の全員農学部卒の女性)もスタートする。上記4チーム(19名中14名の農学部卒若手社員含む)に、後継者の世代交代と設備の更新時期にある農場での人材育成と設備改善を期待している。



写真3 改善チームと改善チーム・ジュニア



写真2 アニマルウェルフェア・チーム

最後にAWチームリーダーと改善チームリーダーの志を紹介したい。

「アニマルウェルフェア(AW)の『アニマル』には家畜だけでなく人間も含まれている、というのが持論である。これまで人と家畜はともに繁栄し、これからもよりよい共存関係を築き、持続可能な畜産を続けるために家畜福祉が必要であると思う。AW畜産は生産者への労働環境改善と利益、消費者に安全・安心、流通業者に利益をもたらすようになることが、理想である。日本より20年先を行く欧米の事例を参考にすると、この理想を実現させるのは、農場評価方法ならびに認証制度だと考えられる。近年のAWに関する国内外の動きは目覚しく、国内でも対応策を模索する生産企業が増えており、時代の流れになってきていること直に感じる。これからやるべきは、世界の動向を把握しながら、日本の生産現場の実態を調査し、日本型家畜福祉畜産の方向性を示す結果を出すことである。同志が増えることを期待したい」(AWチームリーダー)

「高齢化と設備の老朽化に直面している養鶏分野にとって、後継者の育成と老朽設備の改善は避けては通れない課題である。従来のような経験の軸にした飼育方法だけでは日々育種改良が進む現在の鶏種に対応する事はできない。我々改善チームの役目はこの部分を埋める事である。社長は敢えて改善チームのメンバーのほとんどを種鶏飼育未経験者で編成した。経験者の下で共に仕事をし、知識を学び、その上で設備、飼育方法を改善する。これはある意味で現在を否定する事も含むため決して簡単な事ではない。だがそこを否定しなければ現状を打開する事はできず、養鶏産業は衰えていくのみである。現在はメンバー全員がその意味を知る時を迎え、データの裏付け、海外飼育方式及び他社をリスペクトした事項を取り入れた飼育方法で、成績向上の兆しが見え始めている。来年、改善チームのメンバーはさらに増員されるが、例えどんな事があってもこの志は変わらず継承していかなければならない」(改善チームリーダー)

6. まとめ

振り返ると、国内プロイラー出荷羽数は1億羽(47年前の昭和40年)

1965年)から7億羽(27年前の昭和60年=1985年)へ、20年間急成長した。国内プロイラー産業と比較して、中国のプロイラー産業は日本の37年前、1975年の時期にあり、発展途上にあるように感じられる。

欧米ではアニマルウェルフェアが実行段階にある。50年以上になる国内養鶏産業は世代交代と設備更新時期を迎えている。飼料価格が世界でスイスに次いで高い日本において、飼料、鶏卵・鶏肉、種鶏分野のコストでは厳しい状況におかれてきたが、アニマルウェルフェアでの飼養管理分野では、養鶏業界は十分に世界と競争できると信じている。

OIE第XXIX章アニマルウェルフェアとプロイラー生産の第4条(三次案で、「プロイラー生産のウェルフェアの指標としての数値は、国際、セクターあるいは地域の適切な基準を参照して決定することを推奨する」とある。今後、アニマルウェルフェアの観点からいくつか新しいOIE指標については、業界団体が、新しいOIEコードと日本の「アニマルウェルフェアの考え方に対応したプロイラー飼養管理指針」を議論

して、国内の農場と処理場での実態把握調査をする必要がある。さらに、海外の現地農場・処理場視察と実態調査研究も行い、業界関係者がアニマルウェルフェアのイメージを掴む必要がある。このような作業はプロイラーに限らず採卵鶏でも行われる必要があると思われる。

2012年夏に国産食鳥推進委員会はアニマルウェルフェアと海外(タイと英国)プロイラー生産調査支援を計画している。共同支援企業もアニマルウェルフェアとブラジルのプロイラー生産調査支援を計画している。プロイラー業界はもちろんだが、この調査報告書が採卵業界と、2012年11月にマレーシアで開催予定のOIE第3回アニマルウェルフェア国際会議に参加される農林水産省担当者と研究者に役立つ資料になればと願っている。